

# 令和7年度 戸田市立笹目中学校 生活のきまり

## 1 一日の学校生活について

### (1) 登校時間

- ・ 8 : 30、教室で担任が出席確認をする。生徒はチャイムが鳴り終わるまでに自席に着席する。着席していない場合、遅刻とする。ただし、登校後の急な体調不良等で着席していない場合は、確認し、遅刻としない。
- ・ 登校は8時以降とする。

#### 〈登校時の注意事項〉

- ・ 登下校は正門を使い、校庭を横切らない。
- ・ 生徒昇降口では、すのこの上に、土足で上がらない。
- ・ 上履き、靴は自分の番号の下駄箱に入れる。空いているところや下駄箱上は使用しない。
- ・ 傘は水をきって各教室ベランダにある傘立てに入れる。
- ・ 服装は標準服とする。
- ・ カバンはロッカーに入れ、机の横にかけたり、自席のそばに置いたりしない。
- ・ 寄り道、自転車通学、買い食い等は禁止とする。

### (2) 授業、移動教室、休み時間、昼休み

- ・ 授業準備は休み時間中に済ませ、チャイム前に着席する。
- ・ 教室の移動も、休み時間中に行う。そのとき、**他学年のフロアは横切らない。**

(例) 1年生が音楽室へ行く場合→2階または1階の廊下を通る。

2・3年生が飛翔館へ行く場合→西階段を通る。

- ・ 教科係は休み時間中に担当の先生から指示を仰ぐ。必要に応じ、クラスに伝達する。
- ・ 昼休みに校庭を使用する場合、予鈴のチャイムまでに校舎に戻り、次の授業に遅れない。
- ・ 校舎内で走ったり、暴れたり、大声を出さない。
- ・ 式典、集会等で行動する場合、学級委員が先導し（男女別背の順）、無言で入退場・整列する。

### (3) 給食：詳しくは職員会議資料参照

- ・ 授業終了後、トイレ、手洗いを済ませて12 : 45までに着席する。
- ・ 給食当番はきちんと白衣を着て運搬、配膳をする。
- ・ 給食の時間は13 : 05まで。各教室内の自分の席で食事する。
- ・ 全員で「ごちそうさま」をして、13 : 05までは教室から出ない。

### (4) 清掃：詳しくは職員会議資料参照（火・水・金で実施）

- ・ 最終授業終了後、15分間の中で、清掃・反省会を行う。
- ・ 終わったら監督の先生からサインをもらう。清掃終了後は、速やかに教室に戻る。

### (5) 帰りの会

- ・ 下校の準備をして、始まりを待つ。
- ・ 係、委員会の連絡をし、次の日直を確認する。（話を聞く態度、発表する態度をしっかりとる）

### (6) 放課後

- ・ 部活動、委員会、係活動等が無ければ、速やかに下校する。

**最終下校時刻** 3月～9月末まで：18 : 00 10月～2月：17 : 30

**部活動がない日** 帰りの会が終わってから15分後

※特別日課の最終下校時刻については、日報等で教務より連絡。

※10月以降、新人戦が残っている場合の最終下校時刻は、管理職と相談する。

2 礼儀について

(1) あいさつ

校 内では 「おはようございます。」「こんにちは。」「さようなら。」  
授 業では 「お願いします。」「ありがとうございました。」

職員室の入り方

「失礼します。〇年〇組の〇〇です。〈〇〇部の〇〇です。〉 〇〇先生、お願いします。」

＊カバンは廊下に置き、職員室内に持ち込まない。防寒具等は、着用しない。

＊入室は赤いラインまでとする。必要な用具等がある場合は、職員室の先生に取ってもらう。

(2) 言葉遣い

- ・ TP0 に合った言葉遣いをする。
- ・ 先生や来校者、目上の人に対しては「～です。」「～ます。」で話す。(先生は友達ではない)
- ・ 人を傷つけるようなことは絶対に言わない。

(3) 聞く態度

- ・ 話をする人の顔を見て、目と耳と心で聞く。授業中は正しい姿勢で授業を受ける。

3 教室の使い方について

- ・ 他の教室には入らない。
- ・ 机、イス、教室、掲示物に落書きをしない。
- ・ ホワイトボード、黒板に落書きをしない。(休み時間も同様)
- ・ ロッカーの上や床に私物は置かない。部活動道具等置く場合は、担任が認めた場所に置く。

4 学校生活の服装について

— 校 則 —

笹目中学校の生徒としての自覚と誇りをもって、次のことがらを守り、学校内外の生活を通して、自己の力を伸ばしましょう。

1. 特に指示のない場合、学校に来るときは標準服を着用する。
2. 登下校は決められた通学路を通り、原則として自転車通学は認めない。
3. 登下校の時間を守る。
4. 遅刻・欠席・体育見学等をする場合は、google フォーム等で保護者から学校へ連絡する。
5. 登校後は許可なく学校の外へ出ない。
6. 登下校中には寄り道、買い食いはしない。
7. 通学カバンは、学校指定のものを使用する。
8. 学校で必要なもの以外は持って来ない。
9. 公共物を大切に扱う。
10. 他人の迷惑となる行為はしない。
11. 中学生として法律やルール等で禁止されている場所へは立ち入らない。
12. アルバイトは原則として禁止する。

— 服 装 規 定 —

中学生らしい服装で学校生活を送ろう。

1. 生徒登校時服装

|     |                                               |           |
|-----|-----------------------------------------------|-----------|
|     | 男子                                            | 女子        |
| 通常期 | ・ 標準服 (変形不可)<br>・ 白ワイシャツ<br>・ 装飾のない黒の革ベルト(※1) |           |
|     | ・ カラー                                         | ・ リボン(※2) |

  

|    |                                             |                         |
|----|---------------------------------------------|-------------------------|
|    | 男子                                          | 女子                      |
| 夏期 | ・ 上は白ワイシャツ(半袖可)<br>・ 下は標準服<br>・ 装飾のない黒の革ベルト |                         |
|    |                                             | ・ リボンなし<br>・ サマーベスト(※3) |

※1 ベルトは、装飾のないものを使用する。(金属加工、編み込みなど不可。) バックルの大きさは、ベルトの幅までとする。  
なお、女子生徒はスラックスを使用する場合、ベルトを着用する。

※2 リボンは第一ボタンが隠れるように締める。

※3 サマーベストは、特に着脱の規定はない。

|    | 通常期                                                                                                                                                                    | 夏季                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                      |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 男子 |                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常期から夏期への移行期間は5月1日から5月31日とする。6月1日をもって衣替えとする。</li> </ul>                                                                      |
| 女子 | <br> | <br><br><br> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏期から通常期への移行期間は10月1日から10月31日とする。11月1日をもって衣替えとする。<br/>*制服の下に体育着を着用</li> <li>・異装をその場で直せない場合は、一度家に帰り正しい服装に直してから再登校する。</li> </ul> |

- ・女子のサマーベストについて、特に着脱の規定はしない。
- ・標準服で授業を受ける。ただし、体育着・ジャージに着替える授業があった場合は、その後の授業は体育着・ジャージで受けてもよい。午後に清掃活動がある場合は体育着・ジャージのまま。午後に清掃活動があり、午前中に体育着・ジャージに着替えなかった場合、昼休みに体育着・ジャージに着替える。
- ・暑い日の対応・・・生徒指導委員会で検討し、管理職の許可を経て対応する。  
対応例1) 登下校は制服を着用。登校後、体育着・ジャージになる。  
対応例2) 熱中症対策グッズの使用を、登下校時のみ許可する。など

#### (1) 靴下について

- ・男女とも白、黒、紺、グレーの単色ソックスとする。※ワンポイント・ライン可。
- ・長さは上履きのかかとから完全に出るものとする。
- ・冬服期に限り、タイツ・ストッキング・レギンス着用可。ただし無地の黒とする。  
※タイツ・ストッキングでは靴下の着用は自由。レギンスでの靴下は着用する。  
※着用する場合、制服・ジャージを上に着ること。

#### (2) 通学靴について

- ・色の指定はしない。 ・紐が結べる運動靴とする。 ・靴紐はきちんと結ぶ  
(革靴、ハイカットの靴、サンダル、スニーカー、スパイク等は不可)
- ・雨天時、長靴の着用を認める。

#### (3) カバンについて

- ・学校指定のカバンとする。荷物が多い場合は別途手提げ袋等を使用してもよい。
- ・キーホルダーは1つまでとする。※所有者を識別することが目的

#### (4) 防寒着について

##### ① セーター

- ・色は黒、紺、グレーの無地とする。(袖、襟のライン程度は可)
- ・標準服の上着からはみ出す等、身体に合わない大きさのものは着用しない。
- ・登下校時や学校生活で、セーターだけで過ごさない。
- ・カーディガンは不可。

##### ② コート

- ・ウィンドブレーカーや、黒・グレー・紺の無地のダッフルコート、Pコート等とする。
- ・コートは登下校時の着用とする。

### ③ その他の防寒具

- ・手袋、マフラー、ネックウォーマー、イヤークォーマーについては特に規定しない。
- ・カイロ（使い捨てを含め）については、使用法さえ間違えなければ持参可とする。
- ・インナーは白、黒、紺、グレーの単色とし、外から見えないようにする。
- ・授業中のひざ掛けの使用を認める。ジャージやコートなどで代用することは認めない。

## 5 頭髪・眉について

### ○学業に支障のない、清潔感のある髪型・眉とする

- ・前髪は目にかからない長さとする。
- ・髪が肩についた場合、結ぶ。
- ・髪を留める場合、飾りのない、黒色のアメリカンピン・パッチンピンを使用する。
- ・髪を結ぶ場合、飾りのない、黒・紺・茶のゴムを使用する。
- ・染色、脱色、パーマ、奇抜な髪型、整髪料の使用を禁止とする。

※ただし、配慮を必要とする場合は、保護者から学校へ相談し、対応すること。

## 6 その他について

- ・制汗シートは無香料のもののみ使用可、スプレータイプは使用不可とする。
- ・日焼け止めは無香料の塗るタイプのものとし、スプレータイプは使用不可とする。
- ・リップクリーム、ハンドクリームは、無色・無香料のものを使用する。
- ・化粧やアクセサリーの着用は禁止とする。
- ・コンタクトレンズは、無色のものを使用し、カラーコンタクト等は禁止とする。
- ・授業に関係のないものは持ってこない。（私物の貸し借りを学校で行わない）
- ・旅行などで購入したお土産や誕生日、バレンタインデー、ホワイトデーなどのプレゼントの受け渡しは学校では行わない。
- ・宿泊行事や遠足などで他学年にお土産は購入しない。
- ・上履きを忘れた場合、学年の先生に報告・相談し、貸し出し用上履きを借りる。
- ・マスクは色の指定はしないが、落書きやシールなどで、デコレーションすることは不可。
- ・ここに掲載のないものについては、生徒指導委員会等で協議する。

## 7 服装、頭髪、持ち物、その他きまりの指導方法について（教職員）

- ・不要物を持ち込んだ場合  
→教員が預かり、生徒を指導。その後、必ず保護者へ連絡し、保護者へ返却する。
  - ・異装等で、その場で直せる場合  
→その場で直させる。
  - ・異装等で、その場で直せない場合  
→複数名で別室指導を行い、最大限直してくることを約束させる。保護者への連絡を行う。場合によっては、一度下校させ、後ほど再登校させる。
- ※本人に指導した内容を正確に保護者へ伝達すること。